

野田市告示第 8号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和6年1月17日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 81枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しくください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7123-1193

第九号様式の二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
5-12-1	立看板 はり札	— 15	境杉戸線～市道71075～2522～1501～71300 ～結城野田線 関宿台町～関宿江戸町～関宿内町～西高野～柏寺～桐ヶ作	令和5年12月6日 午前9時から午後4時	令和5年12月6日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-12-2	立看板 はり札	— 12	市道1502～我孫子関宿線～市道1511～2538～25 28～結城野田線～ふれあい中央橋～1511 桐ヶ作～古布内～次木～親野井～古布内	令和5年12月6日 午前9時から午後4時	令和5年12月6日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-12-3	立看板 はり札	— 2	我孫子関宿線～市道2532～2538～1511～ふれあい 中央橋～結城野田線 古布内～木間ヶ瀬～次木～東宝珠花	令和5年12月6日 午前9時から午後4時	令和5年12月6日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-12-4	立看板 はり札	— 7	市道2532～我孫子関宿線 東宝珠花～木間ヶ瀬	令和5年12月6日 午前9時から午後4時	令和5年12月6日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-12-5	立看板 はり札	— 12	つくば野田線～我孫子関宿線 目吹～船形～目吹	令和5年12月13日 午前9時から午後4時	令和5年12月13日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-12-6	立看板 はり札	— 7	つくば野田線～市道1120～23058～1120 目吹～金杉～蕃昌	令和5年12月13日 午前9時から午後4時	令和5年12月13日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-12-7	立看板 はり札	— 4	市道1260～52039～52040～52018～139 0 山崎	令和5年12月20日 午前9時から午後4時	令和5年12月20日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-12-8	立看板 はり札	— 15	野田牛久線～市道43124～野田牛久線～市道1252～1 240～1252 中根～宮崎～大殿井～木野崎～二ツ塚～山崎	令和5年12月20日 午前9時から午後4時	令和5年12月20日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-12-9	立看板 はり札	— 7	市道1280～62317～62311～62310～623 04～62309～62322 下三ヶ尾～西三ヶ尾～二ツ塚	令和5年12月20日 午前9時から午後4時	令和5年12月20日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	